



市・有形文化財 美術工芸品（古文書）

制札（高札）

魚津市小川寺（魚津市）

江戸時代に、法令等を庶民へ伝達する方法は、高札場に掲げる表示によって行われるのが一般的であった。当時の魚津町では、旧岡町（現在の本町一丁目）に高札場があり、村方でも掲示されることがあった。高札は、横1m、高さ60cmほどのものが普通である。

現在、市内に残っているものは、元禄12（1699）年の人身売買禁止令をはじめとして、キリスト教禁止令、人道を守るべきことの通達、市内における乱暴狼籍の禁止などがあり、当時の人びとの生活を知る上で貴重な資料である。このほかに村方の生活規範について記したものや、早月川の渡し賃に関する表示札なども残っている。

文化財に指定されている高札のうち、元禄年間（1688～1703年）と慶応年間（1865～1867年）のものが魚津歴史民俗博物館に展示され、一般に公開されている。